

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センターが行う 遺伝子改変マウス作製等受託に関する申し合わせ事項

2019年10月1日 制定

2025年4月1日 改正

1. 趣旨

この申し合わせは、兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター（以下、「センター」という。）において受託する遺伝子改変マウスの作製等及び供給に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 作製等

センターにおいて受託する遺伝子改変マウスの作製等（以下、「作製等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 提供された DNA 等試料を用いておこなう遺伝子導入マウスの作製等
- (2) 提供された ES 細胞を用いておこなうキメラマウスの作製等
- (3) 前二号における 1 件あたりの作製等で取り扱う胚数は最大 200 個までとする

3. 作製等の申請

- (1) 作製等を委託しようとする者（以下、「委託者」という。）は、所定の申請書を西宮病態モデル研究センター長（以下、「センター長」という。）に提出し、その承諾を受けなければならない。
- (2) センター長は、前項の申請を受けた時はセンターにおける管理運営業務に支障のない場合に限り承諾することができる。

4. 供給

センター長は、遺伝子改変マウスの作製が完了したときは、送付書を添付して委託者に供給するものとする。

5. 作製等の受託要件

- (1) 作製等は、遺伝子組換え実験計画書（組換え動物一覧表）への登録が完了しているマウスを対象とする。
- (2) センターは DNA 試料又は ES 細胞等の提供を受けた後、遺伝子改変マウスの作製等を開始するものとする。
- (3) 委託者及びセンターは、遺伝子改変マウスの作製開始後に、一方的に作製等を中止することはできない。

- (4) センターは、作製等を完了した時は、提供された DNA 試料又は ES 細胞等を所定の方法により確実に廃棄するものとし、目的以外に使用してはならない。

6. 胚及び産仔の取扱

(1) 胚の凍結

受託系統を遺伝子導入後、移植しなかった胚を約 40 個/チューブ毎に簡易ガラス化法で凍結保存することが可能である。但し、本業務は凍結保存を目的としないことからセンターでは保管を行わない。

保管を希望する委託者は、各自で保管を行うこと。

(2) 産仔

移植・出産後の産仔は、微生物検査を実施し指定項目が陰性であった場合に、委託者へ引き渡しする。ただし、実験動物の授受に関するガイドラインに基づかない他機関へ搬出（ヘルスレポート、飼育形態調査レポートを添付しない場合）及び別途体外受精する場合はこの限りではない。

なお、微生物検査前の genotyping を希望する場合は、その都度委託者と相談のうえ対応を検討する。

(3) 胚の処分、産仔の処分

(ア) 作製等の際に余剰となった胚については、センターが廃棄する。

(イ) 産仔マウスを genotyping 等の遺伝子検定等を実施し、不要と判定した産仔については委託者が処分を行う。

7. 費用の納付

委託者は、3.の手続きにより承諾を受け作製等を実施した場合は、遺伝子改変マウスの供給の有無に関わらず 8.に定める費用を納付しなければならない。

8. 受託費

- (1) 受託に応じた費用は表 1.のとおりとする。

表 1.遺伝子改変マウス作製等の受託に係る費用

作業内容	価格
提供された DNA 等試料を用いておこなう 遺伝子導入マウスの作製等	200,000 円
提供された ES 細胞を用いておこなう キメラマウスの作製等	200,000 円
胚の凍結作業	3,500 円

- (2) 微生物検査費は受託費に含まれる。

9. 研究成果の公表

- (1) 委託者は、供給された遺伝子改変マウスを使用し得られた研究成果を論文等で公表する場合は、当該遺伝子改変マウスがセンターにおいて作製されたものであることを明記するとともに、論文別刷りを1部、センターに送付するものとする。
- (2) 供給された遺伝子改変マウスについて、特許権等の申請を行う場合、双方で協議する。

10. 損害に対する免責

委託者から提供された DNA 試料又は ES 細胞、あるいはセンターから供給された遺伝子改変マウスに起因する損害が生じた場合は、重大な過失があるときを除き、双方ともにその責を問わない。

11. その他

この申し合わせに定めるものの他、遺伝子改変マウスの受託作製等に関し必要な事項は、個別に協議し、決定するものとする。

12. 雑則

この申し合わせは、センター長が定める。